

29 長体協第 60 号
平成 29 年 4 月 25 日

各競技団体 ご担当者 様

公益財団法人長野県体育協会事務局長

国民体育大会における監督の指導者資格について（通知）

平素より当協会の事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、公益財団法人日本体育協会より周知徹底するよう通知がありました。

国民体育大会における監督への日本体育協会公認スポーツ指導者資格の保有義務付けについては、平成 28 年度開催の第 71 回（冬季大会含む）から一切の特例が廃止され、すべての競技において資格保有者でなければ監督として参加することはできなくなりました。

また、監督が資格を保有していない場合、当該チームの参加も認められなくなります。長野県予選会、北信越国体参加時の資格保有状況につきまして、各競技団体でも確認を行い、十分にご留意ください。

なお、監督の指導者資格の取り扱いについては下記をご参照ください。

記

◆指導者資格を保有する者（別紙写し参照）

指導者資格を保有する者とは、「大会参加時（都道府県予選から本大会終了時まで）に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』（資格が認定されている状態）である者」をいう。

※平成 29 年 4 月 1 日（冬季大会は平成 29 年 10 月 1 日）時点で指導者資格を有し、かつ有効期限が平成 30 年 3 月 31 日以降であること。

◆指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。

選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

公益財団法人長野県体育協会

（担当）松沢 孝明

TEL 026-235-3483 FAX 026-232-6528

E-mail naganoken@japan-sports.or.jp